

台東区告示第407号

東京都台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（平成29年6月台東区条例第23号）付則第2項の規定により準用する同条例第9条第2項の規定に基づき指定する客引き行為等防止特定地区（以下「特定地区」という。）について、下記のとおり告示する。

平成29年6月28日

東京都台東区長 服部 征夫

記

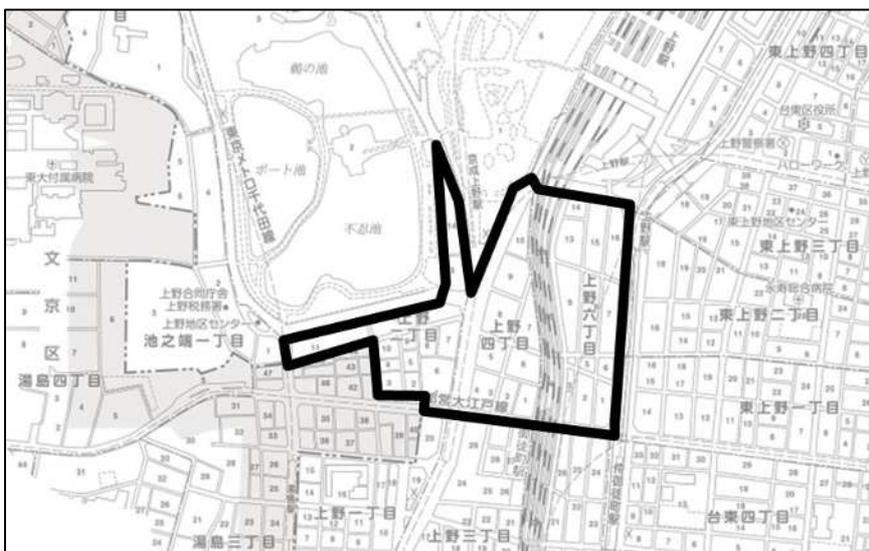
1 特定地区の名称

上野地区客引き行為等防止特定地区

2 特定地区の区域

台東区上野二丁目1番地先～14番地先及びこれらに接する道路
台東区上野四丁目1番地先～10番地先及びこれらに接する道路
台東区上野六丁目1番地先～16番地先及びこれらに接する道路

下記図の太枠内の区域



3 指定の効力が生ずる日

平成29年7月1日